**平成２３年（フ）第２３７２号**
福岡市博多区上牟田１丁目18番６－２号
債務者　岡村　良高
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２３７９号**
福岡市博多区堅粕４丁目24番６号
債務者　山口　倫子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２３８３号**
福岡市東区原田１丁目45番７号
債務者　牛尾　俊一
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４０８号**
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4655番地131
債務者　西原志津夫
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４４８号**
福岡市早良区室住団地30番508号
債務者　渕上洋次郎
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４４９号**
福岡市早良区室住団地30番508号
債務者　渕上アツ子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４５３号**
福岡市中央区桜坂３丁目５番43―801号
債務者　割鞘　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４６８号**
福岡市博多区千代１丁目７番１―405号
債務者　山中　　健
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４８６号**
福岡市城南区樋井川４丁目31番５号
債務者　清川イスズ
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５１３号**
福岡市南区向野２丁目14番12―503号
債務者　桐島ミツエ
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５３７号**
福岡市南区柏原７丁目571番地６
債務者　豊福　優子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５４４号**
福岡県糸島市板持２丁目８番11号
債務者　青木　路雄
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５５１号**
福岡市中央区荒戸１丁目15番11号
債務者　大庭　雅彦
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５５５号**
福岡県糟屋郡宇美町光正寺２丁目14番36号アンフィニK203号
債務者　神武　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５６７号**
福岡市博多区三筑２丁目26番５―101号
債務者　山尾喜美恵
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５６８号**
福岡県古賀市天神１丁目11番19―303号
債務者　渕上　静子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５８９号**
福岡県筑紫野市杉塚２丁目７番18号
債務者　西依　幸夫
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５９０号**
福岡県筑紫野市杉塚２丁目７番18号
債務者　西依　満子（旧姓時）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部